平成２４年（フ）第１１２号
千葉県松戸市松戸1127番地の４　サンハウス201号
債務者　木川田紀子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２０号
千葉県松戸市北松戸１丁目２番地の11　コモドパークハウス202号
債務者　齋藤　卓也
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２１号
千葉県松戸市新松戸北１丁目８番地の６
債務者　上田砂由美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５８号
福岡県中間市中尾１丁目16番18号
債務者　原　　一秀
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６９号
北九州市小倉北区井堀３丁目24番２号
債務者　宮浦真理子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７９号
北九州市八幡東区春の町５丁目１番34―914号
債務者　大野のぞみ（旧姓萩野）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９０号
北九州市八幡東区槻田２丁目14番10―101号
債務者　池上　道子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０５号
北九州市八幡西区萩原２－３－１－106　齋藤好生方
債務者　齋藤　武士
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１１号
北九州市小倉北区井堀３丁目24番２号　宮浦真理子方
債務者　鋤崎　延祐
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１６号
北九州市小倉北区上富野１丁目２番33―407号
債務者　中島奈津子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４２号
北九州市門司区東新町１丁目４番６―401号
債務者　佐藤　美加
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１号
青森市大字安田字近野395番地２　クレインズガーデンＣ―203
債務者　佐々木尚友
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
青森市久須志３丁目２番２号
債務者　舘山　　博
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
青森県平川市李平下安原85―22、住民票上の住所青森県青森市浪岡大字女鹿沢字野尻29番地９
債務者　平野　夏女
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１８号
青森県弘前市大字広野２丁目14番地39
債務者　荒川由紀子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１４２号
神戸市兵庫区湊川町８丁目３番８号　周高アパート102
債務者　不破　正明
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３５号
熊本市新土河原２丁目12番15号
債務者　桑原八千代
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部